

○古河市立図書館等雑誌スポンサー制度実施要綱

令和2年3月27日

教育委員会告示第4号

改正 令和3年12月9日教育委員会告示第11号

(趣旨)

第1条 この告示は、図書館等に配架する雑誌に掛けるカバー等を広告スペースとして活用することにより、新たな財源を確保し、図書館等サービスの充実を図るための制度（以下「雑誌スポンサー制度」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 図書館等 古河市立図書館の設置及び管理等に関する条例（平成17年条例第151号）第2条に規定する図書館及び古河市公民館等図書室管理運営規則（平成17年教育委員会規則第31号）第2条に規定する公民館等図書室をいう。

(2) スポンサー 図書館等に配架する雑誌の最新号に掛けるカバー（以下「雑誌カバー」という。）にスポンサー名及び広告を、当該雑誌を配置する書架の扉にスポンサー名を掲載（以下「広告掲載」という。）する企業、商店、団体等（以下「企業等」という。）をいう。

(スポンサーの資格要件等)

第3条 次に掲げる企業等は、スポンサーとなることができない。

(1) 市税（企業等が法人格を有していないときは、その代表者の市税）を滞納しているもの

(2) 企業等並びにその代表者、従業員及び構成員が、古河市暴力団排除条例（平成23年条例第32号）第2条第1号から第4号までのいずれかに該当するもの

(3) スポンサーとして適当でないと古河市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が認めるもの

2 スポンサーの募集は、古河市立図書館のホームページ等により随時行うものとする。

(規格及び位置)

第4条 掲載するスポンサー名並びに広告の規格及び位置は、別表のとおりとする。

(広告掲載の期間)

第5条 広告掲載の期間は、広告掲載を開始した日から当該年度の末日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、広告掲載の期間の満了の日の2箇月前までにスポンサーから別段の意思表示がなく、かつ、教育長が必要と認める場合は、広告掲載の期間を1年間延長することができる。その後において期間が満了する場合も同様とする。

(掲載広告の要件)

第6条 掲載できる広告の要件は、古河市広告掲載取扱要綱（平成17年告示第4号）第3条第1項の規定の例による。

(スポンサーの申込み)

第7条 スポンサーに応募しようとする者（以下「申込者」という。）は、図書館等雑誌スポンサー申込書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、教育長に申し込まなければならない。ただし、教育長は、第3号に掲げる書類について、市の公簿等によりその事実を確認することができるときは、当該書類の提出を省略させることができる。

(1) 広告原稿

(2) 企業等について概要が分かる書類

(3) 市税に滞納がないことを証明する書類

2 申込者は、申込みに当たり、教育長が指定する雑誌及び図書館等の中から、広告掲載を希望する雑誌及び配架を希望する図書館等を選定するものとする。

3 申込者は、古河市立図書館管理運営規則（平成17年教育委員会規則第32号）第7条及び古河市公民館等図書室管理運営規則第5条に規定する休館

日のほか、災害その他の理由により図書館等が臨時に休館となる場合があることをあらかじめ承諾するものとする。

4 一のスポンサーが広告掲載できる雑誌は、同一年度内で10誌を限度とする。

(スポンサーの決定)

第8条 教育長は、前条第1項の規定による申込みがあったときは、スポンサーとするか否かを決定し、図書館等雑誌スポンサー決定通知書(様式第2号)により、当該申込者に通知するものとする。

(広告掲載料)

第9条 前条の規定により、スポンサーの決定を受けたものは、市長が別に定める額の広告掲載料を納入しなければならない。

2 広告掲載料は、市が発行する納入通知書により指定する期日までに納入するものとする。

3 広告掲載料は、原則として返還しない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、スポンサーが既に納入した広告掲載料の一部又は全部をスポンサーに返還できるものとする。

(広告内容の変更)

第10条 スポンサーは、掲載した広告の内容を変更しようとするときは、変更する1箇月前までに教育長に申し出て、変更の内容等について協議しなければならない。

(広告掲載中止等の届出)

第11条 スポンサーは、年度の中途において一部の広告掲載を中止しようとするときは、当該広告掲載を中止しようとする日の1箇月前までに、書面により教育長に届け出なければならない。年度の中途においてスポンサーを辞退しようとするときも同様とする。

(スポンサーの取消し等)

第12条 教育長は、スポンサーが次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、当該スポンサーの決定を取り消し、又は広告掲載を中止することができる。

(1) 第9条第2項で定める期日までに広告掲載料の納入がないとき。

(2) スポンサーが倒産、解散等により消滅したとき。

(3) この告示に違反したとき。

(雑誌の休刊等の措置)

第13条 雑誌の休刊、廃刊その他の事由により、引き続き広告掲載をすることが困難であると認められるときは、教育長と協議の上、別の雑誌に変更することができる。

(広告内容の責任)

第14条 広告の内容に関する一切の責任は、スポンサーが負うものとし、第三者からの苦情若しくは被害の申立て又は損害賠償の請求があったときは、スポンサー自らの責任で解決しなければならない。

(免責事項)

第15条 第12条の規定によるスポンサーの決定の取消し若しくは広告掲載の中止又は図書館等の休館による閲覧の停止によって生ずる損害については、市は、その責めを負わない。

(庶務)

第16条 雑誌スポンサー制度に関する庶務は、当該図書館等に属する職員が行うものとする。

(補則)

第17条 この告示に定めるもののほか、雑誌スポンサー制度について必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年教育委員会告示第 号)

この告示は、令和3年12月9日から施行する。

別表 (第4条関係)

スポンサー名及び広告の規格及び位置

1 スポンサー名

(1) 規格 縦4cm、横20cm以内

- (2) 位置 雑誌カバー表面及び雑誌を配置する書架の扉中央付近
- (3) 規格及び位置は、雑誌の大きさにより調整する。

2 広告

- (1) 規格 雑誌の寸法未満
- (2) 位置 雑誌カバー裏面

雑誌カバー

